

令和2年度第2回多摩市公契約審議会 要点録

1 開催日時及び会場

令和2年8月31日（月） 午後3時00分から 401会議室

2 出席者（5名）

出席者 古川会長、脇田副会長、萩生田委員、野田委員、佐々木委員
(欠席：なし)

事務局 櫻田総務契約課長、高橋契約係長 佐藤主事

3 議題

(1) 審議事項

①工事の労務報酬下限額について（1）熟練労働者

*事務局が資料1・3にて内容説明。前回までに出した結論から変更なし。

○意見等

・特になし

②工事の労務報酬下限額について（2）熟練労働者以外

*事務局が資料1にて内容説明。資料外の説明については以下の通り。

前回までの議論で、(案2)を採用することは確認済み。金額については引き続き議論をおこなっていく。

○意見等

- ・案3のように一定した基準を設けるのが当面の理想ではないか。
- ・職種別との金額の開きがないように決定していく必要がある。

○審議結果

・増額想定パターンは28円で想定したため、熟練労働者以外の金額も+28円ぐらいを想定し、次回再度議論して金額を決定していく。

③工事の労務報酬下限額について（3）熟練労働者と熟練労働者以外の割合

*事務局が資料1にて内容説明。前回までに出した結論から変更なし。

○意見等

・特になし

④業務委託・指定管理の労務報酬下限額について

(1) 個別に労務下限額を行ったもの以外の労務報酬下限額

*事務局が資料1・3にて内容説明。

○意見等

委員 今年度は、新型コロナウイルス感染症というイレギュラーなことが発生したため、資料1の推移表のとおり最低賃金額増にはならなかったが、新型コロナウイルス感染症に係る最低賃金への影響は何年間になるかはわからないが一時的なものだと思うので、 $+\alpha$ の部分については議論の余地があるが、資料1の案で示している「令和3年度労務報酬下限額＝[令和3年10月1日]最低賃金額」 $+\alpha$ 円で良いのではと思う。

委員 Withコロナとして事業者側も業務の動きを活発化させてきているので、今後の推移をみていく必要があるが、推移表のとおり最低賃金の25～28円の増額に戻っていくのだと思う。

○審議結果

・最低制限価格に併せて据え置き金額にする。 $+\alpha$ 円想定パターンは引き続き議論を行う。

⑤業務委託・指定管理の労務報酬下限額について

(2) 個別に労務報酬下限額を行ったもの

*事務局が資料1にて内容説明。

○意見等

事務局 所管課を通して各職種の業者にアンケートをとり、回答がない業者もあるので、その業種の事業者の総意ではないが、下水道管渠清掃等業務・法面維持管理業務委託の事業者から、金額を上げることはできるかもしれないが具体的に何円上げられるかはわからないとの意見があった。街路樹維持管理の事業者については、今回の新型コロナウイルス感染症もあり、現状維持でとの意見があった。可燃物等の収集運搬業務については、先が見通せず上げるも下げるもわからないとの意見があった。給食の調理・配送・配膳業務については現在の状況だと金額増は難しいとの意見があった。

全体的に金額増は難しいとの意見が多かったが、減額についての意見はなかった。

○審議結果

金額については据え置き金額にする。

4 その他 今回の審議を踏まえ答申書を作成する。

5 閉会